

地域公共交通計画と従来の計画との違い

	地域公共交通計画	地域公共交通網形成計画
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む ・ 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実(主に路線の再編や新規整備)を対象とする
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体による作成を法的に努力義務化 ・ 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体による作成が可能
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 ・ 定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り具体的な数値指標を明示 ・ 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価

出典:国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引(第3版)